

議会タブレット端末導入・運用事業仕様書

1 業務名

議会タブレット端末導入・運用事業

2 目的

電子データによる議会関連資料やその他関係資料の共有、情報の伝達・共有及びペーパーレス会議を実現するためのツールを導入・運用することにより、議会運営の効率化を図ることを目的とし、そのために必要となるタブレット端末の導入及び通信サービスの利用契約を行うものとする。

なお、ペーパーレス会議を実現するためのソフトウェア（以下、「文書共有システム」という。）の調達は、本業務とは別に実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和12年11月30日までとする。ただし、令和8年11月30日までは準備期間とし、利用料については無償とする。文書共有システムの利用開始は令和8年12月1日からとする。

なお、この契約は、守口市長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、歳出予算に減額又は削除があった場合は、契約を変更または解除できるものとする。

4 業務の内容

本業務の内容は、次の（１）～（６）の項目を一括して行うものとする。

（１）タブレット端末等の納入

以下の仕様を満たす新品のタブレット端末等28台一式を納入すること。

- | | |
|---------|---|
| ① 契約形態 | 賃貸借契約（レンタル） |
| ② 機種 | iPad A16（第11世代） Wi-Fi+Cellular モデル 同等以上 |
| ③ OS | iOS（最新のバージョン） |
| ④ CPU | A16チップ 同等以上 |
| ⑤ ストレージ | 128GB以上 |
| ⑥ 端末の色 | 全て同一色とする |
| ⑦ 通信機能 | 5G又は4G LTEで利用可能 |
| ⑧ 無線LAN | IEEE 802.11n/ac/ax が利用可能 |
| ⑨ 付属品 | 電源アダプタ、充電ケーブル、画面保護フィルム
タブレット専用カバー
(a) スタンド機能のあるもの
(b) タッチペンを収納できること
タッチペン |

- (a) ワイヤレス又はType-Cケーブルで充電が可能なこと
- (b) 文字を書くなど、細かい作業に適したペン先であること

(2) 通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線 2 8 回線を提供すること。

- ① タブレット端末で利用可能な 5 G 又は 4 G L T E 通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- ② 1 台あたり、3 G B / 月 以上のデータ通信ができること。
- ③ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量に係わらず定額であること。
- ④ インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。
- ⑤ 調達する全ての回線で、以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること。
 - (イ) データ通信量が契約上限を超えた場合の容量追加は、管理者権限により追加できるものとし、管理者以外の権限で追加できないようにすること。
- ⑥ 下記の条件を満たす、タブレット端末の管理機能を提供すること。
 - (ア) 管理画面
守口市ネットワーク上のパソコンをMDM管理機として、管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。
 - (イ) 検知項目
不正アプリのインストール
 - (ウ) 設定項目
データ通信回線の利用中断・再開、リモートワイプ、リモートロック (M D M 管理機から遠隔操作可能であること)
 - (エ) 情報取得
i O S のバージョン情報、インストール済みアプリケーション (バージョンを含む)
- ⑦ 有害サイトへのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。
- ⑧ 電波が入りにくい建物やエリアについては、無償で電波の改善対策を実施できること。

(3) タブレット端末初期設定等の実施

以下の条件を満たす初期設定等を実施し、納入する。

- ① 初期設定に必要な事項は、本市と協議の上、設定すること。
- ② 作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。
- ③ 管理台帳を作成すること。

- ④ 管理番号や、サポートダイヤル等の情報をラベル貼付すること。
- ⑤ 1 台毎に設定シートを作成し、指定するメールアドレス・ID・パスワードを登録すること。
- ⑥ 本市が指定する全ての機能・アプリケーションのインストール・ホーム画面・ブックマーク登録等の設定を行うこと。
- ⑦ 本業務とは別に本市が調達を実施した、文書共有システムであるアプリケーションのインストール・設定を行うこと。
- ⑧ 管理者が管理する上で必要な各種機能（メール、MDMサービス等）を、本市が指定する管理者用Windows11搭載パソコンに対し、初期設定を行うこと。
- ⑨ 画面保護フィルムを各タブレット端末に取り付け、納入すること。

（4）端末保守

以下の保守を提供すること。

- ① タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。
また、受付窓口は一元化していること。
- ② タブレット端末紛失及び盗難時は本市からの連絡を受け、利用状況の監視、遠隔によるロック・利用中断・初期化の対応を行うこと。
- ③ タブレット端末には、契約期間中の製品保証サービスを付与すること。
- ④ 故障・紛失対応時は、故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、必要なアプリケーションの設定等の初期設定等を実施すること。
- ⑤ 故障・紛失対応は、問い合わせを受けた時間から、原則 48 時間以内に対応すること。

（5）その他

- ① ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、月額料金に含めること。なお、それぞれの金額に変更が生じた場合でも、契約金額の変更は行わないものとする。

5 共通事項

① セキュリティ

- （ア）IDごとにパスワード等によるアクセス制御及び利用者権限の制御がなされていること。
- （イ）利用ログが記録され、必要な場合に本市に対して提供可能であること。
- （ウ）第三者による不正使用または情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられていること。

② マニュアルの作成

以下のマニュアルを作成すること。

- （ア）タブレット端末設定マニュアル
- （イ）セットアップID 取得マニュアル／リセットマニュアル

(ウ) 利用者マニュアル

記載に従った操作をすれば、支障なく簡単に関係サービスを利用できること。

(エ) 管理者マニュアル

関係サービスについて、利用アカウント及びその権限の管理に必要な作業手順その他必要な事項を記載すること。

6 請求及び支払い方法

請求及び支払い方法について、以下の条件を満たすこと。

- ① 請求は、全回線分を一括請求で毎月払いとし、本市に対し、全回線分の総額が分かる請求書を送付すること。
- ② 請求書とあわせて、回線（28回線）ごとに、通信料金、タブレット端末代金及びデータ通信使用量が確認できる内訳明細を添付する、又はインターネット上で確認・ダウンロード可能な機能を提供すること。

7 納品

- ① 納品日は、令和8年11月上旬までとする。また、キitting作業等に要する期間については、本市と相談の上、決定する。
- ② 納品の際は、本市が指示した初期設定内容その他設定内容がわかる納品書を提出し、本市の検査を受けること。
- ③ 不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。
- ④ 納品にあたっては、本市が作成する一覧表を基に、端末の裏面下部にそれぞれの管理番号を印字したテープ等を貼付すること。

8 その他

- ① 本業務の履行にあたっては、有線電気通信法及びこれに基づく政令並びに省令等の関係法令を遵守すること。
- ② 本業務の一部を、代理店等に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって、本市へ申請・承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ③ 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は、全て実施しなければならないものとする。
- ④ 本業務の詳細な実施内容については、別途協議するものとする。本業務の遂行上、不明な点については、本市と協議の上、その指示に従うものとする。また、この仕様書に定めのない事項は、本市と協議の上、決定するものとする。